

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（抄）
（平成 3 年労働省令第 25 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 育児休業（第 5 条―第 22 条）
- 第 3 章 介護休業（第 23 条―第 31 条）
- 第 4 章 子の看護休暇（第 32 条―第 37 条）
- 第 5 章 介護休暇（第 38 条―第 43 条）
- 第 6 章 所定外労働の制限（第 44 条―第 51 条）
- 第 7 章 時間外労働の制限（第 52 条―第 59 条）
- 第 8 章 深夜業の制限（第 60 条―第 69 条）
- 第 9 章 事業主が講ずべき措置（第 70 条―第 77 条）
- 第 10 章 紛争の解決（第 78 条）
- 第 11 章 雑則（第 79 条―第 86 条）
- 附則

第 1 章 総則

（法第 1 条第 1 号の厚生労働省令で定めるもの）

第 1 条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号の厚生労働省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない労働者とする。

2 法第 2 条第 1 号の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第 6 条の 4 第 1 号の規定による養育里親に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている者とする。

（法第 2 条第 3 号の厚生労働省令で定める期間）

第 2 条 法第 2 条第 3 号の厚生労働省令で定める期間は、2 週間以上の期間とする。

（法第 2 条第 4 号の厚生労働省令で定めるもの）

第 3 条 法第 2 条第 4 号の厚生労働省令で定めるものは、祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

（法第 2 条第 5 号の厚生労働省令で定める親族）

第 4 条 法第 2 条第 5 号の厚生労働省令で定める親族は、同居の親族（同条第 4 号の対象家族（以下「対象家族」という。）を除く。）とする。

第2章 育児休業

(法第5条第2項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第5条 法第5条第2項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- 一 法第5条第1項の申出をした労働者について労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により休業する期間(以下「産前産後休業期間」という。)が始まったことにより法第9条第1項の育児休業期間(以下「育児休業期間」という。)が終了した場合であって、当該産前産後休業期間又は当該産前産後休業期間中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 養子となったことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなったとき。
- 二 法第5条第1項の申出をした労働者について新たな育児休業期間(以下この号において「新期間」という。)が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 養子となったことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなったとき。
 - ハ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。
- 三 法第5条第1項の申出をした労働者について法第15条第1項の介護休業期間(以下「介護休業期間」という。)が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出(法第11条第3項の介護休業申出をいう。以下同じ。)をした労働者との親族関係が消滅するに至ったとき。
- 四 法第5条第1項の申出に係る子の親(同項の申出に係る子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親として委託されている者若しくは第1条第1項に該当する者を含む。以下この章において同じ。)である配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が死亡したとき。
- 五 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第5条第1項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- 六 婚姻の解消その他の事情により第4号に規定する配偶者が法第5条第1項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- 七 法第5条第1項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 八 法第5条第1項の申出に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面

その実施が行われないとき。

(法第 5 条第 3 項第 2 号の厚生労働省令で定める場合)

第 6 条 法第 5 条第 3 項第 2 号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 法第 5 条第 3 項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として法第 5 条第 3 項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者であって当該子が 1 歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第 5 条第 3 項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
 - ハ 婚姻の解消その他の事情により常態として法第 5 条第 3 項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者が法第 5 条第 3 項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
 - ニ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定であるか又は産後 8 週間を経過しないとき。

(法第 5 条第 4 項第 2 号の厚生労働省令で定める場合)

第 6 条の 2 前条の規定は、法第 5 条第 4 項第 2 号の厚生労働省令で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1 歳に達する日」とあるのは「1 歳 6 か月に達する日」と読み替えるものとする。

(育児休業申出の方法等)

第 7 条 法第 5 条第 6 項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第 7 項に規定する場合にあっては、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

- 一 育児休業申出の年月日
- 二 育児休業申出をする労働者の氏名
- 三 育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあっては、当該育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄。民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した場合、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により養子縁組里親として委託されている場合又は第 1 条第 1 項に該当する場合（以下「特別養子縁組の請求等の場合」という。）にあっては、その事実。）
- 四 育児休業申出に係る期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日
- 五 育児休業申出をする労働者が当該育児休業申出に係る子でない子であって 1 歳に満たないものを有する場合にあっては、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄（特別養子縁組の請求等の場合）にあっては、その事実。）

- 六 育児休業申出に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日
 - 七 第5条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
 - 八 法第5条第3項又は同条第4項の申出をする場合にあっては、第6条各号又は第6条の2の規定により読み替えて準用する第6条各号に掲げる場合に該当する事実
 - 九 配偶者が育児休業申出に係る子の1歳到達日（法第5条第3項に規定する1歳到達日をいう。以下同じ。）又は1歳6か月到達日（法第5条第4項第1号に規定する1歳6か月到達日をいう。）において育児休業をしている労働者が法第5条第3項又は同条第4項の申出をする場合にあっては、その事実
 - 十 第10条各号に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該事由に係る事実
 - 十一 第19条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
 - 十二 法第9条の2第1項の規定により読み替えて適用する法第5条第1項の申出により子の1歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実
- 2 前項の申出及び第8項の通知は、次のいずれかの方法（第2号及び第3号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。
- 一 書面を提出する方法
 - 二 ファクシミリを利用して送信する方法
 - 三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 3 前項第2号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第3号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。
- 4 事業主は、育児休業申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに通知しなければならない。
- 一 育児休業申出を受けた旨
 - 二 育児休業開始予定日（法第6条第3項の規定により指定をする場合にあっては、当該事業主の指定する日）及び育児休業終了予定日
 - 三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
- 5 前項の通知は、次のいずれかの方法（第2号及び第3号に掲げる場合にあっては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならない。
- 一 書面を交付する方法
 - 二 ファクシミリを利用して送信する方法
 - 三 電子メールの送信の方法（当該労働者が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 6 前項第2号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信したときに、同項第3号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。
- 7 事業主は、第1項の育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生

していない場合にあつては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は同項第3号若しくは第7号から第12号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第5条第7項に規定する場合は、この限りではない。

- 8 育児休業申出に係る子が当該育児休業申出がされた後に出生したときは、当該育児休業申出した労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第6条第1項第2号の厚生労働省令で定めるもの）

第8条 法第6条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出があつた日から起算して1年（法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6月）以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者
- 二 1週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の労働者

（法第6条第1項ただし書の場合の手続等）

第9条 法第6条第1項ただし書の規定により、事業主が労働者からの育児休業申出を拒む場合及び育児休業をしている労働者が同項ただし書の育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当することとなったことにより育児休業を終了させる場合における必要な手続その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

（法第6条第3項の厚生労働省令で定める事由）

第10条 法第6条第3項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 出産予定日前に子が出生したこと。
- 二 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- 三 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- 四 第2号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
- 五 法第5条第1項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 六 法第5条第1項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第6条第3項の厚生労働省令で定める日）

第11条 法第6条第3項の厚生労働省令で定める日は、育児休業申出があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日とする。

（法第6条第3項の指定）

第12条 法第6条第3項の指定は、育児休業開始予定日とされた日（その日が育児休業申出があつた日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあつては、当該3日を経過する日）までに、育児休業開始予定日として指定する日を育児休業申出した労働者に通知することによ

って行われなければならない。

2 第7条第5項及び第6項の規定は、前項の通知について準用する。

（育児休業開始予定日の変更の申出）

第13条 法第7条第1項の育児休業開始予定日の変更の申出（以下この条及び第15条において「変更申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に申し出ることによって行われなければならない。

- 一 変更申出の年月日
- 二 変更申出をする労働者の氏名
- 三 変更後の育児休業開始予定日
- 四 変更申出をすることとなった事由に係る事実

2 第7条第2項から第6項（第4項第3号を除く。）までの規定は、変更申出について準用する。この場合において、同条第4項第2号中「法第6条第3項」とあるのは、「法第7条第2項」と読み替えるものとする。

3 事業主は、第1項の変更申出があったときは、当該変更申出をした労働者に対して、同項第4号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第7条第2項の厚生労働省令で定める期間）

第14条 法第7条第2項の厚生労働省令で定める期間は、1週間とする。

（法第7条第2項の指定）

第15条 法第7条第2項の指定は、変更後の育児休業開始予定日とされた日（その日の変更申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）までに、育児休業開始予定日として指定する日を記載した書面を変更申出をした労働者に交付することによって行われなければならない。

（法第7条第3項の厚生労働省令で定める日）

第16条 法第7条第3項の厚生労働省令で定める日は、育児休業申出において育児休業終了予定日とされた日の1月前（法第5条第3項及び第4項の申出にあっては2週間前）の日とする。

（育児休業終了予定日の変更の申出）

第17条 法第7条第3項の育児休業終了予定日の変更の申出（以下この条において「変更申出」という。）は次に掲げる事項を事業主に申し出ることによって行われなければならない。

- 一 変更申出の年月日
- 二 変更申出をする労働者の氏名
- 三 変更後の育児休業終了予定日

2 第7条第2項から第6項（第4項第3号を除く。）までの規定は、変更申出について準用する。この場合において、同条第4項第2号中「育児休業開始予定日（法第6条第3項の規定により指定をする場合にあっては、当該事業主の指定する日）」とあるのは、「育児休業開始予定日」と読み替えるものとする。

(育児休業申出の撤回)

第 18 条 法第 8 条第 1 項の育児休業申出の撤回は、その旨及びその年月日を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

2 第 7 条第 2 項から第 6 項（第 4 項第 2 号及び第 3 号を除く。）までの規定は、前項の撤回について準用する。

(法第 8 条第 2 項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第 19 条 法第 8 条第 2 項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- 二 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
- 三 婚姻の解消その他の事情により第 1 号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。
- 四 法第 5 条第 1 項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 五 法第 5 条第 1 項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

(法第 8 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由)

第 20 条 法第 8 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出に係る子の死亡
- 二 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消
- 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした労働者と当該子とが同居しないこととなったこと。
- 四 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたこと。
- 五 育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が 1 歳（法第 5 条第 3 項の申出に係る子にあっては、1 歳 6 か月、同条第 4 項の申出に係る子にあっては、2 歳）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
- 六 法第 9 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 5 条第 1 項の申出により子の 1 歳到達日の翌日以後の日に育児休業する場合において労働者の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）

(法第 9 条第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由)

第 21 条 前条の規定（第 6 号を除く。）は、法第 9 条第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え)

第 22 条 法第 9 条の 2 第 1 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

- 2 法第 9 条の 2 の規定に基づき労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

第 3 章 介護休業

(介護休業申出の方法等)

第 23 条 介護休業申出は、次に掲げる事項(法第 11 条第 4 項に規定する場合にあっては、第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限る。)を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

- 一 介護休業申出の年月日
- 二 介護休業申出をする労働者の氏名
- 三 介護休業申出に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 四 介護休業申出に係る対象家族が要介護状態(法第 2 条第 3 号の要介護状態をいう。以下同じ。)にある事実
- 五 介護休業申出に係る期間の初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)とする日
- 六 介護休業申出に係る対象家族についての法第 11 条第 2 項第 2 号の介護休業日数

- 2 第 7 条第 2 項から第 6 項までの規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同条第 4 項第 2 号中「第 6 条第 3 項」とあるのは、「第 12 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 3 事業主は、第 1 項の介護休業申出があったときは、当該介護休業申出をした労働者に対して、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第 11 条第 4 項に規定する場合は、この限りでない。

(法第 12 条第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 24 条 法第 12 条第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 介護休業申出があった日から起算して 93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者
- 二 第 8 条第 2 号の労働者

(法第 12 条第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項ただし書の場合の手続等)

第 25 条 第 9 条の規定は、法第 12 条第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項ただし書の場合の手続等について準用する。

(法第 12 条第 3 項の指定)

第 26 条 法第 12 条第 3 項の指定は、介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して 3 日を経過する日後の日である場合にあっては、当該 3 日を経過する日）までに、介護休業開始予定日として指定する日を介護休業申出をした労働者に通知することによって行わなければならない。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の指定について準用する。

(法第 13 条において準用する法第 7 条第 3 項の厚生労働省令で定める日)

第 27 条 法第 13 条において準用する法第 7 条第 3 項の厚生労働省令で定める日は、介護休業申出において介護休業終了予定日とされた日の 2 週間前の日とする。

(介護休業終了予定日の変更の申出)

第 28 条 第 17 条の規定は、法第 13 条において準用する法第 7 条第 3 項の介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

(介護休業申出の撤回)

第 29 条 第 18 条の規定は、法第 14 条第 1 項の介護休業申出の撤回について準用する。

(法第 14 条第 3 項において準用する法第 8 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由)

第 30 条 法第 14 条第 3 項において準用する法第 8 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 介護休業申出に係る対象家族の死亡
- 二 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る対象家族と当該介護休業申出をした労働者との親族関係の消滅
- 三 介護休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る対象家族についての法第 11 条第 2 項第 2 号の介護休業日数が 93 日に達する日までの間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(法第 15 条第 3 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由)

第 31 条 前条の規定は、法第 15 条第 3 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

第 4 章 子の看護休暇

(法第 16 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める当該子の世話)

第 32 条 法第 16 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

(法第 16 条の 2 第 2 項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの)

第 33 条 法第 16 条の 2 第 2 項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者とする。

(法第 16 条の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位等)

第 34 条 法第 16 条の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位は、半日（1 日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1 年間ににおける 1 日平均所定労働時間数とし、1 日の所定労働時間数又は 1 年間ににおける 1 日平均所定労働時間数に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間に切り上げるものとする。次項第 2 号において同じ。）の 2 分の 1 とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、子の看護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第 1 号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第 2 号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による時間数で子の看護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲

二 子の看護休暇の取得の単位となる時間数（1 日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 子の看護休暇 1 日当たりの時間数（1 日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

(子の看護休暇の申出の方法等)

第 35 条 法第 16 条の 2 第 1 項の規定による申出(以下この条及び第 37 条において「看護休暇申出」という。)は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならない。

一 看護休暇申出をする労働者の氏名

二 看護休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三 子の看護休暇を取得する年月日（法第 16 条の 2 第 2 項の規定により、子の看護休暇を 1 日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時）

四 看護休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実又は前条に定める世話を行う旨

2 事業主は、看護休暇申出があったときは、当該看護休暇申出をした労働者に対して、前項第 4 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第 16 条の 3 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 36 条 法第 16 条の 3 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものは、第 8 条第 2 号の労働者とする。

(法第 16 条の 3 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項ただし書の場合の手続等)

第 37 条 法第 16 条の 3 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項ただし書の規定により、事業主が労働者からの看護休暇申出を拒む場合における必要な手続その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

第 5 章 介護休暇

(法第 16 条の 5 第 1 項に厚生労働省令で定める世話)

第 38 条 法第 16 条の 5 第 1 項の厚生労働省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

- 一 対象家族の介護
- 二 対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話

(法第 16 条の 5 第 2 項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの)

第 39 条 法第 16 条の 5 第 2 項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者とする。

(法第 16 条の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位等)

第 40 条 法第 16 条の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位は、半日（1 日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1 年間における 1 日平均所定労働時間数とし、1 日の所定労働時間数又は 1 年間における 1 日平均所定労働時間数に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間に切り上げるものとする。次項第 2 号において同じ。）の 2 分の 1 とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、介護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第 1 号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第 2 号に掲げる時間数を半日とすることができる。

- 一 この項の規定による時間数で介護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲
- 二 介護休暇の取得の単位となる時間数（1 日の所定労働時間数に満たないものに限る。）
- 三 介護休暇 1 日当たりの時間数（1 日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

(介護休暇の申出の方法等)

第 41 条 法第 16 条の 5 第 1 項の規定による申出（以下この条及び第 43 条において「介護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならない。

- 一 介護休暇申出をする労働者の氏名
- 二 介護休暇申出に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 三 介護休暇を取得する年月日（法第 16 条の 5 第 2 項の規定により、介護休暇を 1 日未満の単位で取得する場合にあつては、当該介護休暇の開始及び終了の年月日時）
- 四 介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実

2 事業主は、介護休暇申出があったときは、当該介護休暇申出をした労働者に対して、前項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第 16 条の 6 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 42 条 法第 16 条の 6 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものは、第 8 条第 2 号の労働者とする。

(法第 16 条の 6 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項ただし書の場合の手続等)

第 43 条 法第 16 条の 6 第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項ただし書の規定により、事業主が労働者からの介護休暇申出を拒む場合における必要な手続その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

第 6 章 所定外労働の制限

(法第 16 条の 8 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 44 条 法第 16 条の 8 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものは、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者とする。

(法第 16 条の 8 第 1 項の規定による請求の方法等)

第 45 条 請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
 - 二 請求をする労働者の氏名
 - 三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあつては、当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄。特別養子縁組の請求等の場合にあつては、その事実。）
 - 四 請求に係る制限期間（法第 16 条の 8 第 2 項の制限期間をいう。以下この章において同じ。）
 - 五 請求に係る子が養子である場合にあつては、当該養子縁組の効力が生じた日
- 2 前項の請求及び第 5 項の通知は、次のいずれかの方法（第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。
- 一 書面を提出する方法
 - 二 ファクシミリを利用して送信する方法
 - 三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 3 前項第 2 号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第 3 号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。
- 4 事業主は、第 1 項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第 3 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。
- 5 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第 16 条の 8 第 3 項の厚生労働省令で定める事由)

第 46 条 法第 16 条の 8 第 3 項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る子の死亡
- 二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し

三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした労働者と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたこと。

五 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。

（法第 16 条の 8 第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由）

第 47 条 前条の規定は、法第 16 条の 8 第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

（法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの）

第 48 条 第 44 条の規定は、法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

（法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 1 項の規定による請求の方法等）

第 49 条 法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 1 項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
- 二 請求をする労働者の氏名
- 三 請求に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 四 請求に係る対象家族が要介護状態にある事実
- 五 請求に係る制限期間の初日及び末日とする日

2 前項の請求は、次のいずれかの方法（第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

- 一 書面を提出する方法
- 二 ファクシミリを利用して送信する方法
- 三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第 2 号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第 3 号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、第 1 項の請求があったときは、当該請求をした労働者に対して、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 3 項の厚生労働省令で定める事由）

第 50 条 法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 3 項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る対象家族の死亡

二 離婚、婚姻の取消し、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅

三 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由)

第 51 条 前条の規定は、法第 16 条の 9 第 1 項において準用する法第 16 条の 8 第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

第 7 章 時間外労働の制限

(法第 17 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 52 条 法第 17 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものは、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者とする。

(法第 17 条第 1 項の規定による請求の方法等)

第 53 条 請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一 請求の年月日

二 請求をする労働者の氏名

三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあっては、当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄。特別養子縁組の請求等の場合にあっては、その事実。）

四 請求に係る制限期間（法第 17 条第 2 項の制限時間をいう。以下この章において同じ。）の初日及び末日とする日

五 請求に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日

2 前項の請求及び第 5 項の通知は、次のいずれかの方法（第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第 2 号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第 3 号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、第 1 項の請求があったときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第 3 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

5 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の

提出を求めることができる。

(法第 17 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由)

第 54 条 法第 17 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る子の死亡
- 二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し
- 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした労働者と当該子とが同居しないこととなったこと。
- 四 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたこと。
- 五 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。

(法第 17 条第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由)

第 55 条 前条の規定は、法第 17 条第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(法第 18 条第 1 項において準用する法第 17 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 56 条 第 52 条の規定は、法第 18 条第 1 項において準用する法第 17 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

(法第 18 条第 1 項において準用する法第 17 条第 1 項の規定による請求の方法等)

第 57 条 法第 18 条第 1 項において準用する法第 17 条第 1 項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
 - 二 請求をする労働者の氏名
 - 三 請求に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
 - 四 請求に係る対象家族が要介護状態にある事実
 - 五 請求に係る制限時間の初日及び末日とする日
- 2 前項の請求は、次のいずれかの方法（第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。
- 一 書面を提出する方法
 - 二 ファクシミリを利用して送信する方法
 - 三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 3 前項第 2 号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第 3 号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第 3 号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。
- 4 事業主は、第 1 項の請求があったときは、当該請求をした労働者に対して、同項第 3 号及び第

4号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第18条第1項において準用する法第17条第3項の厚生労働省令で定める事由)

第58条 法第18条第1項において準用する法第17条第3項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る対象家族の死亡
- 二 離婚、婚姻の取消し、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅
- 三 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(法第18条第1項において準用する法第17条第4項第1号の厚生労働省令で定める事由)

第59条 前条の規定は、法第18条第1項において準用する法第17条第4項第1号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

第8章 深夜業の制限

(法第19条第1項第2号の厚生労働省令で定める者)

第60条 法第19条第1項第2号の厚生労働省令で定める者は、同項の規定による請求に係る子の16歳以上の同居の家族（法第2条第5号の家族をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第19条第1項の深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。
- 三 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(法第19条第1項第3号の厚生労働省令で定めるもの)

第61条 法第19条第1項第3号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
- 二 所定労働時間の全部が深夜にある労働者

(法第19条第1項の規定による請求の方法等)

第62条 法第19条第1項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
- 二 請求をする労働者の氏名
- 三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあっては、当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予

定日及び前号の労働者との続柄。特別養子縁組の請求等の場合にあつては、その事実。)

四 請求に係る制限期間（法第 19 条第 2 項の制限期間をいう。以下この章において同じ。）の初日及び末日とする日

五 請求に係る子が養子である場合にあつては、当該養子縁組の効力が生じた日

六 第 60 条の者がいない事実

2 前項の請求及び第 5 項の通知は、次のいずれかの方法（第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第 2 号により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものと見なす。

4 事業主は、第 1 項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同第 3 号若しくは第 6 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

5 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は、速やかに当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第 19 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由）

第 63 条 法第 19 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 請求に係る子の死亡

二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした労働者と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたこと。

五 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。

（法第 19 条第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由）

第 64 条 前条の規定は、法第 19 条第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

（法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者）

第 65 条 第 60 条の規定は、法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、第 60 条中「子」とあるのは「対象家族」と、同条第 2 号中「子」とあるのは「対象家族」と、「保育」とあるのは「介護」と読み替える

ものとする。

(法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 66 条 第 61 条の規定は、法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

(法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による請求の方法等)

第 67 条 法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
- 二 請求をする労働者の氏名
- 三 請求に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 四 請求に係る対象家族が要介護状態にある事実
- 五 請求に係る制限期間の初日及び末日
- 六 第 65 条において準用する第 60 条の者がいない事実

2 前項の請求は、次のいずれかの方法（第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

- 一 書面を提出する方法
- 二 ファクシミリを利用して送信する方法
- 三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第 2 号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、同項第 3 号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、第 1 項の請求があったときは、当該請求をした労働者に対して、同項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由)

第 68 条 法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 3 項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る対象家族の死亡
- 二 離婚、婚姻の取消、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅
- 三 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由)

第 69 条 前条の規定は、法第 20 条第 1 項において準用する法第 19 条第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

第9章 事業主が講ずべき措置

(法第21条第1項第3号の厚生労働省令で定める事項)

第70条 法第21条第1項第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第9条第2項第1号に掲げる事情が生じたことにより育児休業期間が終了した労働者及び法第15条第3項第1号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した労働者の労務の提供の開始時期に関すること。
- 二 労働者が介護休業期間について負担すべき社会保険料を事業主に支払う方法に関すること。

(法第21条第2項の取扱いの明示)

第71条 法第21条第2項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした労働者に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。

(法第23条第1項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの)

第72条 法第23条第1項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、1日の所定労働時間が6時間以下の労働者とする。

(法第23条第1項第2号の厚生労働省令で定めるもの)

第73条 法第23条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、1週間の所定労働日数が2日以下の労働者とする。

(法第23条の措置)

第74条 法第23条第1項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならない。

2 法第23条第2項に規定する始業時刻変更等の措置は、当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

- 一 労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度を設けること。
- 二 1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度を設けること。
- 三 労働者の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

3 法第23条第3項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、2回以上の利用をすることができる措置とし、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。ただし、第3号の方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、2回以上の利用ができることを要しない。

- 一 法第23条第3項の労働者（以下この項において「労働者」という。）であって当該勤務に就くことを希望するものに適用される所定労働時間の短縮の制度を設けること。
- 二 当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される前項第1号又は第2号に掲げるいずれかの制度を設けること。
- 三 要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその就業中に、当該労働者に代わって当該対

象家族を介護するサービスを利用する場合、当該労働者が負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

(法第 23 条第 3 項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの)

第 75 条 法第 23 条第 3 項第 2 号の厚生労働省令で定めるものは、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者とする。

(法第 25 条の厚生労働省令で定める制度又は措置)

第 76 条 法第 25 条の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

- 一 育児休業
- 二 介護休業
- 三 子の看護休暇
- 四 介護休暇
- 五 法第 16 条の 8 (法第 16 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による所定外労働の制限の制度
- 六 法第 17 条 (法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による時間外労働の制限の制度
- 七 法第 19 条 (法第 20 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による深夜業の制限の制度
- 八 育児のための所定労働時間の短縮措置
- 九 法第 23 条第 2 項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置
- 十 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

(職業家庭両立支援推進者の選任)

第 77 条 事業主は、法第 29 条の義務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を職業家庭両立推進者として選任するものとする。

第 10 章 紛争の解決

(準用)

第 78 条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則 (昭和 61 年労働省令第 2 号) 第 3 条から第 12 条までの規定は、法第 52 条の 5 第 1 項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第 3 条第 1 項中「法第 18 条第 1 項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。) 第 52 条の 5 第 1 項」と、同項並びに同令第 4 条 (見出しを含む。) 及び第 5 条 (見出しを含む。) 中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第 6 条中「法第 18 条第 1 項」とあるのは「育児・介護休業法第 52 条の 5 第 1 項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第 8 条第 1 項中「法第 20 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「育児・介護休業法第 52 条の 6 において準用する法第 20 条第 1 項」と、「求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は」とある

のは「求められた者は」と、同条第3項中「法第20条第1項又は第2項」とあるのは「育児・介護休業法第52条の6において準用する法第20条第1項」と、「法第20条第1項の」とあるのは「育児・介護休業法第52条の6において準用する法第20条第1項の」と、同令第9条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第10条第1項中「第4条第1項及び第2項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第60条の2において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第8条」とあるのは「同令第60条の2において準用する第8条」と、同令第11条第1項中「法第21条」とあるのは「育児・介護休業法第52条の6において準用する法第21条」と読み替えるものとする。

第11章 雑則

（認定の申請）

第79条 法第53条第2項第2号の規定により認定を受けようとする同号の事業協同組合等は、その旨及び同号の基準に係る事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（権限の委任）

第80条 法第53条第4項並びに同条第5項において準用する職業安定法（昭和22年法律第141号）第37条第2項及び第41条第2項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、認定中小企業団体（法第53条第2項第2号に規定する認定中小企業団体をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

- 一 認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県労働局長に委任する。
- 二 認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であって、その地域において募集しようとする労働者の数が100人（一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が30人以上であるときは、30人）未満のもの

（届出事項）

第81条 法第53条第4項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
- 二 募集時期
- 三 募集地域
- 四 法第53条第1項の育児休業又は同項の介護休業をする労働者であってその業務を募集に係る労働者が処理するものの職種及び休業期間並びに総数
- 五 募集職種及び人員
- 六 賃金、労働時間、雇用期間その他の募集に係る労働条件

（届出の手續）

第 82 条 法第 53 条第 4 項の規定による届出は、同項の認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第 80 条第 2 号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

- 2 法第 53 条第 4 項の規定による届出をしようとする認定中小企業団体は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が 2 以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 793 条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第 80 条の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、届出の様式その他の手續は、厚生労働省職業安定局長（以下、「職業安定局長」という。）の定めるところによる。

（労働者募集報告）

第 83 条 法第 53 条第 4 項の募集に従事する認定中小企業団体は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の 4 月末日まで（当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第 2 項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（準用）

第 84 条 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）第 31 条の規定は、法第 53 条第 4 項の規定により認定中小企業団体に委託して労働者の募集を行う中小企業者について準用する。

（権限の委任）

第 85 条 法第 56 条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

（法第 61 条第 3 項の厚生労働省令で定めるもの）

第 86 条 法第 61 条第 3 項（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

（法第 61 条第 5 項ただし書の厚生労働省令で定めるもの）

第 87 条 法第 61 条第 5 項（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、1 週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の者とする。

（法第 61 条第 9 項の厚生労働省令で定めるもの）

第 88 条 法第 61 条第 9 項の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるものは、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の職員とする。

(法第 61 条第 9 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位)

第 89 条 法第 61 条第 9 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位は、半日（1 日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1 年間における 1 日平均所定労働時間数とし、1 日の所定労働時間数又は 1 年間における 1 日平均所定労働時間数に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間に切り上げるものとする。）次項第 2 号において同じ。）の 2 分の 1 とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 61 条第 7 項の規定による休暇を取得しようとする職員を雇用する行政執行法人の長は、当該職員が雇用される事業所の職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の職員の過半数で組織する労働組合がないときはその職員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる次項を定めたときは、第 1 号に掲げる職員の範囲に属する職員について、第 2 号に掲げる時間数を半日とすることができる。

- 一 この項の規定による時間数で法第 61 条第 7 項の規定による休暇を取得することができることとされる職員の範囲
- 二 法第 61 条第 7 項の規定による休暇の取得の単位となる時間数（1 日の所定労働時間数に満たないものに限る。）
- 三 法第 61 条第 7 項の規定による休暇 1 日当たりの時間数（1 日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

(法第 61 条第 11 項において読み替えて準用する同条第 9 項の厚生労働省令で定めるもの)

第 90 条 法第 61 条第 11 項において読み替えて準用する同条第 9 項の所定労働時間が短い地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 4 条第 1 項に規定する職員として厚生労働省令で定めるものは、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の職員とする。

(法第 61 条第 11 項において読み替えて準用する同条第 9 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位)

第 91 条 法第 61 条第 11 項において読み替えて準用する同条第 9 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位は、半日（1 日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1 年間における 1 日平均所定労働時間数とし、1 日の所定労働時間数又は 1 年間における 1 日平均所定労働時間数に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間に切り上げるものとする。）の 2 分の 1 とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

(法第 61 条第 14 項の厚生労働省令で定めるもの)

第 92 条 法第 61 条第 14 項の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるものは、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の職員とする。

(法第 61 条第 14 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位)

第 93 条 法第 61 条第 14 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位は、半日（1 日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1 年間における 1 日平均所定労働時間数とし、1 日の所定労働時間数又は 1 年間における 1 日平均所定労働時間数に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間に切り上げるものとする。）次項第 2 号において同じ。）の 2 分の 1 とする。）

であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 61 条第 12 項の規定による休暇を取得しようとする職員を雇用する行政執行法人の長は、当該職員が雇用される事業所の職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の職員の過半数で組織する労働組合がないときはその職員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第 1 号に掲げる職員の範囲に属する職員について、第 2 号に掲げる時間数を半日とすることができる。

- 一 この項の規定による時間数で法第 61 条第 12 項の規定による休暇を取得することができることとされる職員の範囲
- 二 法第 61 条第 12 項の規定による休暇の取得の単位となる時間数（1 日の所定労働時間数に満たないものに限る。）
- 三 法第 61 条第 12 項の規定による休暇 1 日当たりの時間数（1 日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第 61 条第 16 項において読み替えて準用する同条第 14 項の厚生労働省令で定めるもの）

第 94 条 法第 61 条第 16 項において読み替えて準用する同条第 14 項の所定労働時間が短い地方公務員法第 4 条第 1 項に規定する職員として厚生労働省令で定めるものは、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の職員とする。

（法第 61 条第 16 項において読み替えて準用する同条第 14 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位）

第 95 条 法第 61 条第 16 項において読み替えて準用する同条第 14 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位は、半日（1 日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1 年間における 1 日平均所定労働時間数とし、1 日の所定労働時間数又は 1 年間における 1 日平均所定労働時間数に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間に切り上げるものとする。）の 2 分の 1 とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

（法第 61 条第 33 項の厚生労働省令で定める制度）

第 96 条 法第 61 条第 33 項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項の規定による育児休業
- 二 国家公務員の育児休業等に関する法律第 12 条第 1 項の規定による育児短時間勤務
- 三 法第 61 条第 3 項の規定による休業
- 四 法第 61 条第 7 項の規定による休暇
- 五 法第 61 条第 12 項の規定による休暇
- 六 法第 61 条第 17 項（同条第 18 項において読み替えて準用する場合は含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度
- 七 法第 61 条第 21 項（同条第 22 項において読み替えて準用する場合は含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度
- 八 法第 61 条第 25 項（同条第 26 項において読み替えて準用する場合は含む。）の規定により深

夜において勤務しない制度

九 法第 61 条第 29 項の規定により 1 日の勤務時間の一部につき勤務しない制度

(法第 61 条第 34 項の厚生労働省令で定める制度)

第 97 条 法第 61 条第 34 項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。

- 一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業
- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による育児短時間勤務
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による部分休業
- 四 法第 61 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 3 項の規定による休業
- 五 法第 61 条第 11 項において読み替えて準用する同条第 7 項の規定による休暇
- 六 法第 61 条第 16 項において読み替えて準用する同条第 12 項の規定による休暇
- 七 法第 61 条第 19 項（同条第 20 項において読み替えて準用する場合は含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度
- 八 法第 61 条第 23 項（同条第 24 項において読み替えて準用する場合は含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度
- 九 法第 61 条第 27 項（同条第 28 項において読み替えて準用する場合は含む。）の規定により深夜において勤務しない制度
- 十 法第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定により 1 日の勤務時間の一部につき勤務しない制度

附則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。